

公益財団法人 電磁応用研究所

平成24年度第1回理事会（平成24年11月12日）審議議決
平成24年度第1回評議員会（平成24年11月12日）了承

委員会規定

（目的）

第1条 この規定は、公益財団法人電磁応用研究所（以下「この法人という。」）定款36条の規定に基づき設置される委員会の構成および運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

（任務）

第2条 委員会は次の事項を審議し、理事会又は評議員会に答申又は具申する

- （1）研究会の発足、運営および廃止にかかわる事項
- （2）この法人のコンプライアンスを維持するための方策
- （3）研究成果の評価、およびその技術移転による産業化の方策
- （4）事業活動の広報の内容およびその手段
- （5）その他、理事長から諮問を受けた事項

（委員）

第3条 委員は、評議員、賛助会員、研究会の代表、およびこの法人の事業に連携、共催、協力をした団体に帰属する者、及び評議員が推薦する者、のうち、学識経験者および事業経験者を募集し、理事長が委嘱する。

2 委員は原則として研究会の構成員に委嘱する。

3 委員の任期は委嘱日から、2年を越えない3月31日までとする。ただし、再任を妨げない。

4 委員は無報酬とする、ただし業務に必要な費用の弁償は受ける。

5 委員の氏名は公開を原則とする。

（委員長）

第4条 委員長1名を置き委員のうちから互選により選任する。

2 委員長は必要と認めるときは、委員の中から副委員長を指名することができる。

3 委員長は、会議の議長となり、会務を統括する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は欠けたときは、その職務を代行する。

（会議）

第5条 会議は委員長が召集する。ただし最初の委員会は理事長が召集する。

2 議事のうち、この法人の提言又は要望の案を取りまとめたときは、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の裁決するところによる。

3 委員長は、必要があると認めるときは、会議の招集を行わず、書面をもって委員の意見を求め、委員会の決議に代えることができる。この場合において委員長はその結果について、各委員に報告しなければならない。

4 委員長は、適当と認める者に対して、参考人として会議への出席を求め、資料の提出、意見の開陳、説明その他の必要な協力を求めることができる。

(分科会)

第6条 委員会は、必要に応じて分科会(以下「WG」という。)を設け、特定事項について審議し作業することを求めることができる。

2 各WGの委員は委員会で選出する。

3 各WGには分科会委員長1名を置くこととし、各WGの委員の互選により選出する。

4 WGの召集、議決その他会議の運営は、第5条に準じる。

(改廃)

第7条 この規定の改廃は、理事会の決議を経て行う。

附則

1 この規定の施行に関し、必要なことは別に定める

2 この規定は、平成24年11月12日より施行する

(移行後の最初の理事会で議決)